

議 庁

日時： 4月16日（木）AM8：30 <庁議室>

【市長挨撈】

【協議事項】

- | | | |
|---|---|---------|
| 1 | 太田市市税条例等の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について | 総務部長 |
| 2 | 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 福祉こども部長 |
| 3 | 太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について | 健康医療部長 |
| 4 | 太田市下水道事業等に地方公営企業法の一部を適用する条例の一部を改正する条例の専決処分について | 都市政策部長 |

【連絡事項】

- | | | |
|---|----------------------------------|---------|
| 1 | 太田市自殺対策推進計画の策定について | 福祉こども部長 |
| 2 | 令和2年度公共下水道の供用開始について | 都市政策部長 |
| 3 | 新型コロナウイルス緊急対策資金（経営安定対策資金）の実施について | 産業環境部長 |

【その他】

- 1 5月臨時会及び6月定例会日程表について 議会事務局長

◆ 次回庁議予定 ◆ 5月 1日(金) AM8:30~<庁議室> 案件名報告: 4月20日(月)PM5:00
資料提出: 4月23日(木)PM5:00

- 内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 1. 庁議後 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300

【表題】

太田市市税条例等の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例
 についての専決処分について

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日付けで施行されることに伴い、条例の一部改正が必要になったため、やむを得ず、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、太田市市税条例等の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものです。

【概要】

I 太田市市税条例等の一部を改正する条例

1 市民税

(1) 未婚のひとり親に対する個人の市民税の税制上の改正

令和元年度改正により、前年の合計所得金額が135万円以下である「ひとり親(単身児童扶養者)」に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずるための規定(令和3年1月1日施行予定)を整備したところですが、令和2年度改正により、改めて未婚のひとり親に対する税制上の改正(「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するもの)が行われることから、以下の措置を講じたものです。

① 給与所得者の扶養親族申告書(第36条の3の2)

記載すべき項目から「単身児童扶養者に該当する旨」の記載を削除した。

② 公的年金等受給者の扶養親族申告書(第36条の3の3)

記載すべき項目から「単身児童扶養者に該当する旨」の記載を削除した。

③ 太田市市税条例の一部を改正する条例(令和元年太田市条例第5号)第2条のうち第24条の改正規定、附則第1条第2号及び附則第3条を削除した(単身児童扶養者を非課税措置の対象に加える改正規定(令和3年1月1日施行予定)を削る等所要の措置を講じたもの)。

(2) 肉用牛の売却による事業所得に係る個人の市民税の課税の特例(附則第8条)

肉用牛を売却したとき市民税が免除される課税の特例を3年間延長したものです。

(3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例(附則第17条の2)

国や地方公共団体などに優良住宅地の造成等のため、所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合において、課税の特例を3年間延長したものです。

(4) 法人の市民税の申告納付(第48条)

本条が引用する租税特別措置法の規定の改正による条文中の項ずれを反映したものです。

* 問い合わせ先 総務部 市民税課 諸税係 内線2391 ダイヤルイン47-1931
資産税課 管理・償却資産係 内線2361 ダイヤルイン47-1933

- 内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線 (TEL) 2500

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和 2年 3月 30日	222,450 円 (1,112,254 円)	2割	令和2年1月8日、午前9時55分頃、太田市本町18番15号付近の市道交差点において発生。 職員が運転する公用車が、市道を北から南方向に直進中、一方通行道路を東から西方向に走行してきた相手方の乗用車が、一時停止の交差点を停止せず進入してきたことにより、当該公用車の左側面部と相手方乗用車の右前方部が接触し損傷したものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 一般自動車保険にて対応しました。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和2年5月委員会協議会あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 福祉子ども部 社会支援課 保護2係 内線 2525 47-1957ダイヤル

●内 容 【 1.協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 3.その他（臨時会終了後）】

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線3400

【 表 題 】

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

【 目 的 】

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、太田市国民健康保険税条例の関係条文について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

【 概 要 】

1. 改正内容

（1）国民健康保険税課税限度額の引き上げ（第3条第2項及び4項の改正）

基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行61万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行16万円）にそれぞれ引き上げ、国民健康保険税課税額の限度額を99万円（現行96万円）とするものです。

（2）国民健康保険税の減額対象となる所得基準の見直し（第28条の改正）

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定は、被保険者の数に乘すべき金額を28万5,000円（現行28万円）に、2割減額の対象となる所得の算定は、被保険者の数に乘すべき金額を52万円（現行51万円）にそれぞれ引き上げるものです。

2. 施行期日 令和2年4月1日

3. 適用区分 改正後の太田市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

4. その他

5月臨時会に議案を提出します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 保険係 内線2565 47-1825ダイヤルイン

●內 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 1. 庁議後 】

都市政策部長 氏名 越塚 信夫 内線 2800

【表題】

太田市下水道事業等に地方公営企業法の一部を適用する条例の一部を改正する条例の専決処分について

【目的】

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2が令和2年4月1日から繰り下がり同法第243条の2の2になることから、同法243条の2を引用する太田市下水道事業等に地方公営企業法の一部を適用する条例（平成17年太田市条例第231号）第5条の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定により令和2年3月19日に専決処分しましたので、報告するものです。

【概要】

1. 改正内容

地方自治法等の改正による引用条項のずれの改正

太田市下水道事業等に地方公営企業法の一部を適用する条例

第5条中の「第243条の2」を「第243条の2の2」に改めます。

2. 施行期日

令和2年4月1日

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 管理係 内線2671 47-1949

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 1. 庁議後 】

福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線 (TEL) 2500

【表題】

太田市自殺対策推進計画の策定について

【目的】

国内における年間自殺者数は、平成１０年に３万人を超え、その後も高止まりの状態が続く状況の中、平成２８年の改正自殺対策基本法では、市町村に対し自殺対策計画の策定が義務付けられました。本市の自殺者数は平成２５年の７４人をピークに減少傾向にありますが、更なる減少に向けた取り組みが必要な状況であるため、関係機関や団体との連携を強化し、より効果的・総合的な自殺対策を推進するため「太田市自殺対策推進計画」を策定します。

【概要】

○計画期間 令和2年度から令和6年度

○数値目標 本市における最終目標は自殺者数ゼロですが、令和6年には自殺者数32人以下を目標とします。

○基本方針

- (1) 関係機関・団体との連携を強化して総合的に取組むこと。
- (2) 自殺対策を支える人材を育成・確保すること。
- (3) 積極的な普及啓発を図ること。
- (4) 生きることの包括的な支援として推進すること。
- (5) 児童生徒に対する自殺対策を充実させること。

○重点施策

- (1) 高齢者への支援
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) 勤務・経営者への支援

【備考】

* 問い合わせ先 福祉子ども部 障がい福祉課 管理給付係 内線2512

●内 容 【 2.連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 1.庁議後 】

都市政策部長 氏名 越塚 信夫 内線 2800

【 表 題 】

令和2年度公共下水道の供用開始について

【 目 的 】

現在、整備を推進している公共下水道について、小舞木町ほか29地区の各一部の区域を新たに整備したことから、下水道の供用を開始し、区域内の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るものであります。

【 概 要 】

1. 供用開始年月日 令和2年5月1日

2. 供用開始区域の概要

処理区	供用開始区域	面積 (ha)
中 央 第 二 処 理 区	小舞木町、東矢島町、東別所町、内ヶ島町、富沢町、牛沢町、古戸町、岩瀬川町、下浜田町、東矢島土地区画整理地内、大島町の各一部	3.8ha
流域西邑楽 処 理 区	新島町、石原町、東長岡町、龍舞町の各一部	4.1ha
流 域 新 田 処 理 区	細谷町、新道町、藤阿久町、由良町、尾島町、岩松町、亀岡町、安養寺町、粕川町、尾島東部土地区画整理地内、新田木崎町、新田中江田町、藪塚町、大原町の各一部	26.8ha
流域佐波 処 理 区	世良田町の一部	4.2ha
合計		38.9ha

3. 排除方式 分流式

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 下水道二係 内線2683 47-1921

産業環境部長 氏名 久保田 均 内線2600

* 問い合わせ先 産業環境部 工業振興課 工業労政係 内線2644